

社会福祉法人福角会職員の資格取得費用等助成規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福角会の職員の資格取得に要する費用の一部を助成することにより、資格取得における意欲の助長や資質の向上に資することにおける必要な事項を定め、組織の運営を円滑に行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による対象者は、当該事業所で必要とする対象資格を持たないものであって、申請の時点で満55歳までの常勤職員とする。

(対象資格)

第3条 対象資格は、以下のとおりとする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 保育士
- (3) 子育て支援員
- (4) その他当会理事長(以下「理事長」という。)が必要と認める資格

(対象の範囲)

第4条 対象となる範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 通信教育・実務者研修等の受講費用
 - (2) 通信教育・実務者研修等の面接授業(スクーリング)に要する受講時間及び受講費用
 - (3) 受験費用
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が業務や組織運営に必要と認める範囲
- 2 介護福祉士の資格取得に際しては、実務経験ルート(実務経験3年と実務者研修6ヶ月以上もしくは介護職員基礎研修及び喀痰吸引等資格)を対象とする。
- 3 保育士の資格取得に際しては、高校を卒業してから児童福祉施設で実務経験が2年以上必要なことから通信教育等の対象は実務経験が1年以上経てからを対象とする。

(助成の額)

第5条 前条第1項第1号について、公的給付金等を除く自己負担金の全額を助成とする。ただし、1回までとする。

- 2 前条第1項第2号について、受講費は全額を助成するが、1つの資格に対し1回までとする。
- 3 前条第1項第3号について、受講費は全額を助成するが、1つの資格に対し3回までとする。

(助成の申請)

第6条 前条の助成を受けようとする者は、当該事業所の管理者が推薦することとし、資格取得費用等助成申請書(様式第1号)を開始の日までに理事長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第7条 理事長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及びその内容を決定する。

- 2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、資格取得費用等助成決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知する。

(助成金の支給)

第8条 助成の決定後、助成を受けようとする者は、物品購入伺い書・検収書に、以下に掲げる書類のいずれかを添付し、支払いを受けるものとする。

- (1) 通信教育・実務者研修等の受講費用を支払ったことを証明する書類の写し
- (2) 受験費用を支払ったことを証明する書類の写し
- (3) 面接授業(スクーリング)に要する研修等の受講日程が分かる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(助成の取消し)

第9条 理事長は、前条第1項の規定による決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該決定の全部又は一部を取り消し、助成した額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき
- (2) 助成の決定を受けた研修等について、履修が完了しなかったとき
- (3) 助成の決定を受けた後、2年が経過する年度末までに退職したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、助成することが不相当と認められる事実があったとき

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

社会福祉法人福角会理事長 様

資格取得費用等助成申請書

このことについて、職員の資格取得費用等助成要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業所名	
氏 名	
対象資格	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保育サポーター <input type="checkbox"/> その他()
対象範囲	<input type="checkbox"/> 受講費用 <input type="checkbox"/> 受験費用 <input type="checkbox"/> その他()
対象日時 (申請日時)	① 年 月 日() 時 分から 時 分まで ② 年 月 日() 時 分から 時 分まで ③ 年 月 日() 時 分から 時 分まで ④ 年 月 日() 時 分から 時 分まで ⑤ 年 月 日() 時 分から 時 分まで ⑥ 年 月 日() 時 分から 時 分まで 延べ日数()日
場所	

年 月 日

様

社会福祉法人福角会 理事長

資格取得費用等助成決定通知書

このことについて、職員の資格取得費用等助成要綱に基づき、下記のとおり決定します。

記

対象資格	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保育サポーター <input type="checkbox"/> その他()
対象範囲	<input type="checkbox"/> 受講費用 <input type="checkbox"/> 受験費用 <input type="checkbox"/> その他()
対象日時 (申請日時)	⑦ 年 月 日() 時 分から 時 分まで
	⑧ 年 月 日() 時 分から 時 分まで
	⑨ 年 月 日() 時 分から 時 分まで
	⑩ 年 月 日() 時 分から 時 分まで
	⑪ 年 月 日() 時 分から 時 分まで
	⑫ 年 月 日() 時 分から 時 分まで
	延べ日数()日
場 所	